

## 令和2年度糸満市小規模保育事業所設置運営事業者募集要項の質問に対する回答

### 1. 【応募書類について】

質問1. 区分13\_様式4\_履歴書（役員等）において、役員のうち1名分の提出で宜しいでしょうか。

回答1. 全役員の提出をお願い致します。

質問2. 区分30\_残高証明書の発行日の指定はありますでしょうか。何か月以内という決まりがありましたらご教示ください。

回答2. 応募書類を提出する日の3か月以内でお願い致します。

質問3. 区分31\_完納証明書において、市税・府税・国税のうち、どの提出が必要でしょうか。また、納税証明を行う事項の詳細と、証明する期間の指定があればご教示ください。

回答3. 既に運営中の事業者であれば、本社（本店）所在地の市（区・町・村）税の完納（納税）証明書の提出をお願い致します。

完納（納税）証明書事項の詳細については、法人であれば、法人に係る税の完納（納税）証明書。個人事業者であれば、個人に係る税の完納（納税）証明書となります。

また、証明する期間の指定につきましては、応募書類を提出する日の3か月以内でお願い致します。

質問4. 現在運営中の施設の状況については、区分1\_応募申込書の区分2に記載した代表する施設（1園）の書類を準備するということ  
で宜しいでしょうか。

回答4. お見込みのとおりです。

質問5. 賃貸物件には、検査済書、確認済証が必要になりますか？

回答5. 「糸満市地域型保育事業の認可等に関する規則」の（建物の構造）第6条をご覧ください。

## 2. 【補助金について】

質問 1. 既存の建築物を改修して開園できる物件が見つからない場合、自ら土地を購入し新築した場合の、内装工事費は補助対象となりますでしょうか？またその際は、基準額は3200万となりますでしょうか？

回答 1. 内装工事費は対象となります。基準額については、お見込みのとおり3,200万円となります。また、市が事業者へ交付する補助金の上限としては、約2,400万円（端数処理あり）となります。ただし、上記の補助金の上限については、補助対象経費の実支出額が前年度の国の交付要綱で示している基準額32,000,000円以上の場合です。

しかし、現時点で今年度の国の交付要綱にかかる通知は未だ届いておりませんので、変更等になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

質問 2. 賃貸物件が見つからない場合、例えば 店舗付きの住宅などを会社や個人で一度購入し、それを賃借する契約形態で使用することは可能でしょうか？

回答 2. お見込みのとおりです。しかし、応募する事業者と建物を所有する事業者が同一である場合は補助対象外になる場合がございます。

質問 3. 上記、2. 【補助金について】\_質問 1 の対応が可能だった場合、内装の改修工事にかかる費用は補助金の対象となりますでしょうか？

回答 3. お見込みのとおりです。しかし、現時点で今年度の国の交付要綱にかかる通知は未だ届いておりませんので、変更等になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

## 3. 【募集要項について】

質問 1. 募集要項 3. 募集区域地図には「糸満、照屋、潮崎町」となっておりますが、糸満市真栄理も糸満中学校区と聞いておりますが募集区域ということでお間違えなかったでしょうか？

回答 1. 添付しております、「R2年4月1日\_通学区域一覧表」をご覧ください。学校名が「糸満小・糸満南小・糸満中」と掲載されている箇所が糸満中学校区となっております。